

名古屋市交通局管理規程第18号

公金振替書取扱規程を次のように定める。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

公金振替書取扱規程

小切手取扱規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 公金振替書の取扱いについては、法令又は他の規程に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（公金振替書の番号）

第2条 公金振替書には、会計の区分ごとに、1年度を通ずる連続番号を付するものとする。

（公金振替書の記載）

第3条 公金振替書の記載及び押印は、正確かつ明瞭に行わなければならない。

2 公金振替書の券面金額は、アラビア数字を用いて表示するものとする。

（年月日の記載等の時期）

第4条 公金振替書の振替年月日の記載及び押印は、当該公金振替書を出納取扱金融機関に交付するときに行うものとする。

（記載事項の訂正）

第5条 公金振替書の券面金額は、これを訂正することができない。

2 公金振替書の券面金額以外の記載事項を訂正しようとするときは、訂正箇所¹に二重線を引き、当該訂正箇所¹の上部又は右側に正書し、かつ、当該訂正箇所¹の上部余白に訂正したこと及び訂正した字数を記載して公印を押さな

ればならない。

(帳簿)

第6条 金銭出納職は、公金振替書の発行に関する帳簿を備え、公金振替書を発行する都度、必要な事項を記載しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。